

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）
（農林水産経営支援課） 一
- 認証食品の認証
（食産業振興課） 二
- 道路の供用開始
（道路課） 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
（防災砂防課） 二
- 土砂災害警戒区域の指定
（同） 三
- 港湾計画の変更の概要
（港湾課） 三
- 都市計画事業の認可
（都市計画課） 七
- 土地改良事業計画変更の適当の決定
（北部地方振興事務所） 七
- 公 告
○開発行為に関する工事の完了（四件）
（建築宅地課） 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（契約課） 八
- 雑 報
○地方独立行政法人宮城県立病院機構が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報
一

告 示

○宮城県告示第六百八十七号
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定

する要件に適合するものと認める。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 名称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 加入区第 百六十五	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） 宮城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区の うち給分浜の 区域	平成二十五年 七月十六日	石巻市清水田 浜須波田 阿部 智彦 石巻市清水田 二渡十 阿部 智彦	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	八人
宮城県第 加入区第 百六十四	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） 宮城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区の うち給分浜の 区域	平成二十五年 七月十六日	石巻市給分浜 給分二十 安藤 悦郎 石巻市給分浜 小寺六	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	十六人
宮城県第 加入区第 百六十三	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） 宮城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区の うち小浜の 区域	平成二十五年 七月十六日	石巻市小浜 小浜六十 阿部 幸弘 石巻市小浜 西出当十 佐々木 茂則	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二十二 人
宮城県第 加入区第 百六十二	平成十九年宮 城告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） 宮城県漁業協 同組合の表浜 支所の地区の うち小網倉の 区域	平成二十五年 七月十六日	石巻市小網倉 浜笹の窪 一 阿部 英則 一 阿部 英則 三 石巻市小網倉 浜小網倉 阿部 昭浩	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

宮城県第百九十五加入区	平成十九年宮城告示第三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の宮戸西部地区の支所	平成二十五年七月十七日	東松島市宮戸字里六十五八重義東松島市宮戸字里三十三六六一一菊地 喜久次郎	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十三号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	六人
-------------	---	-------------	--------------------------------------	---	----

○宮城県告示第六百八十八号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。
平成二十五年七月二十六日

一 認証食品	宮城県知事 村 井 嘉 浩			
認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百五十	湯通し塩蔵わかめ	有限会社タツミ食品 代表取締役 遠藤市男	有限会社タツミ食品	石巻市北上町十三浜字松ノ坂五十二番地

二 認証年月日
平成二十五年七月十九日
○宮城県告示第六百八十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十五年七月二十六日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	

県 道	大島浪板線	気仙沼市二ノ浜七六番一地从先から同市小々沙一〇七番一地从先まで	平成二十四年七月二十六日
-----	-------	---------------------------------	--------------

○宮城県告示第六百九十号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。
平成二十五年七月二十六日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要なる事項に関する事	縦覧場所
赤坂沢	土石流	白石市小原字赤坂、同市小原字沢畑、同市小原字三本木(次の図のとおり)	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
北の沢	土石流	白石市小原字井戸上、同市小原字新町(次の図のとおり)		
雷神丁沢	土石流	白石市小原字鹿込(次の図のとおり)		
大熊沢1	土石流	白石市小原字新田(次の図のとおり)		
大熊沢2	土石流	白石市小原字新田(次の図のとおり)		
大熊沢3	土石流	白石市小原字土平山(次の図のとおり)		
小原東沢	土石流	白石市小原字東、同市小原字堀ノ内(次の図のとおり)		
町	急傾斜地の崩壊	白石市小原字町(次の図のとおり)		
湯元	急傾斜地の崩壊	白石市小原字湯元(次の図のとおり)		
上戸沢	急傾斜地の崩壊	白石市小原字上町(次の図のとおり)		
尾籠	急傾斜地の崩壊	白石市福岡蔵本字尾籠(次の図のとおり)		
田切	急傾斜地の崩壊	白石市福岡蔵本字田切(次の図のとおり)		

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において

滝下	急傾斜地の崩壊	白石市福岡蔵本字滝下（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県北部土木事務所
勝坂	急傾斜地の崩壊	白石市福岡蔵本字勝坂、同市福岡蔵本字平屋敷（次の図のとおり）	
明戸	急傾斜地の崩壊	白石市小原字明戸（次の図のとおり）	
ウド沢	土石流	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原（次の図のとおり）	
小阿寺沢	土石流	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原（次の図のとおり）	
小阿寺沢	土石流	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原（次の図のとおり）	
ワサビ沢	土石流	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原（次の図のとおり）	
漆沢の沢	土石流	加美郡加美町字漆沢浦、同町字漆沢森下、同町字漆沢宿、同町字漆沢野岸（次の図のとおり）	
漆沢1	土石流	加美郡加美町字漆沢浦（次の図のとおり）	
漆沢2	土石流	加美郡加美町字漆沢筒砂子、同町字漆沢蔵野、同町字漆沢津野（次の図のとおり）	
宇津野沢	土石流	加美郡加美町字漆沢宇津野（次の図のとおり）	
門沢1	土石流	加美郡加美町字門沢宿（次の図のとおり）	
宮崎沢1	土石流	加美郡加美町宮崎字物置一番、同町宮崎字物置二番、同町宮崎字坂下一番、同町宮崎字北（次の図のとおり）	
宮崎沢2	土石流	加美郡加美町宮崎字坂下一番、同町宮崎字北（次の図のとおり）	
麓沢	土石流	加美郡加美町宮崎字麓四番（次の図のとおり）	

て縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
湯倉	地滑り	白石市小原字湯倉、同市小原字赤坂、同市小原字西、同市小原字西川久保（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
猿鼻	地滑り	白石市小原字猿鼻（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
蝦夷倉	地滑り	白石市小原字蝦夷倉（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
河童屋敷	地滑り	白石市福岡八宮字大岩（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県大河原土木事務所
家西沢	土石流	加美郡加美町字鹿原長畑一番（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県北部土木事務所
門沢2	土石流	加美郡加美町字門沢宿（次の図のとおり）	宮城県土木部防災課及び宮城県北部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百九十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、仙台塩釜港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。なお、石巻港湾計画は、平成二十五年七月二十六日限り廃止する。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 公共埠頭計画

(一) 変更する施設

松島		港区名
海岸前	東浜	地区名
物揚場	船揚場	物揚場
水深二メートル、延長二四八メートル(既設)	延長二七メートル(既設)	水深一・五メートル、延長二二メートル(既設)
種別		規
種別		横

7 小型船だまり計画
新たに追加する施設

松島		港区名
福浦島	東浜	地区名
防砂堤	導流堤	防砂堤
福浦島、焼島防砂堤	東浜、翁島導流堤	東浜防砂堤
二〇〇(既設)	三〇〇(既設)	一一〇(既設)
種別		名 称
種別		延長(メートル)

6 外郭施設計画
新たに追加する施設

松島		塩釜	港区名
東浜	浪打浜	海岸前	一本松
泊地	泊地	泊地	航路・泊地
一・五	二	三	七・五
種別		水深(メートル)	面積(ヘクタール)
種別		七・五	一
種別		五(既設)	一

(2) 航路・泊地及び泊地

石巻	雲雀野	港区名	地区名
航路・泊地	航路・泊地	種別	種別
一四	一四	(メートル)深	(メートル)深
六五	二	(ヘクタール)積	(ヘクタール)積
航路・泊地	航路・泊地	種別	種別
一四	一四	(メートル)深	(メートル)深
六四	二	(ヘクタール)積	(ヘクタール)積

(一) 水域施設

石巻	仙台	港区名	地区名
雲雀野	向洋	岸壁	岸壁
一四	一二	スバ	スバ
一	一	用途	用途
三二〇	三三〇	(メートル)延長	(メートル)延長
船一般	船一般	用途	用途
一四	一二	(メートル)深	(メートル)深
一	一	スバ	スバ
二八〇	二七〇	(メートル)延長	(メートル)延長
船一般	船一般	用途	用途

(一) 係留施設
変更する施設

9 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

松島	東浜線	名称	起 点	終 点
東浜線	東浜線	東浜線	宮城郡松島町松島字東	松島町松島字東
東浜線	東浜線	東浜線	境	境
東浜線	東浜線	東浜線	東	東
東浜線	東浜線	東浜線	東	東
東浜線	東浜線	東浜線	東	東
東浜線	東浜線	東浜線	東	東
東浜線	東浜線	東浜線	東	東
東浜線	東浜線	東浜線	東	東
東浜線	東浜線	東浜線	東	東

8 臨港交通施設計画

福浦島	浪打浜	物揚場	船揚場	小型棧橋	小型棧橋
物揚場	船揚場	物揚場	船揚場	小型棧橋	小型棧橋
水深〇・五メートル、延長三〇メートル(既設)	延長一〇メートル(既設)	一基(既設)	一基(既設)	九基(既設)	九基(既設)

塩釜		仙台					港区名	11 土地造成及び土地利用計画		10 大規模地震対策施設計画 変更する施設	
港	湊浜	栄	中野南	中野	向洋	地区名	用途	面積 (ヘクタール)	変更計画	既定計画	
合緑交工港埠 通業湾頭 機能連用 用地用地	合緑交 通機能 用地	合交工港埠 通業湾頭 機能連用 用地用地	合緑交工埠 通業頭 機能用 用地	合緑交交港埠 通流湾頭 機能厚関 能生連用 用地用地	合緑交港埠 通湾頭 機能関用 用地				岸壁 一二	種別 水(メ) 深	
二五 (一) 四三〇五	七七一	二二五 (一) 二二七 六一	二〇 一八 五七一七	一六二 (一) 二二五 一四八八	九二 (四) 一〇 一七 (二) 八 (四) 七				一	スバ 数	
									二四〇	ト(メ) ル	
									船一 用般	用途	
									岸壁 一二	種別 水(メ) 深	
									一	スバ 数	
									二四〇	ト(メ) ル	
									船一 用般	用途	

(注) 一 (一) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。
(注) 二 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

石巻											
大曲	内港	釜	雲雀野	花吉 湖田 浜・	代ヶ 崎	東宮	一本 松	中の 島	貞山	港貞 山	
合埠 頭 用 計地	合埠 頭 用 計地	合緑交工港埠 通業湾頭 機能連用 用地用地	合緑交工埠 通業頭 機能用 用地	合交埠 通機 能 用地	合工埠 業 用 計地	合緑交工埠 通業頭 機能用 用地	合緑危交 険物取 扱施設 用地	合緑埠 頭 用 計地	合交港埠 通湾頭 機能連用 用地用地	合交工港埠 通業湾頭 機能連用 用地用地	
一一	二二	三八三 (四) 三三 六三	一七二 二四 (二) 〇〇 一八 二七四五	一一一	三三 六五 一	三〇 (二) 二七 四	三 一 四 二 五	三二一	一九 (一) 一六	七一一 一五	
合埠 頭 用 計地	合埠 頭 用 計地	合緑交工港埠 通業湾頭 機能連用 用地用地	合緑交工交港埠 通業流湾頭 機能厚関 能生連用 用地用地	合交埠 通機 能 用地	合工埠 業 用 計地	合緑交工埠 通業頭 機能用 用地	合緑危交 険物取 扱施設 用地	合緑埠 頭 用 計地	合交港埠 通湾頭 機能連用 用地用地	合交工港埠 通業湾頭 機能連用 用地用地	
一一	二二	三八三 (四) 三三 六三	一七二 九四 (二) 五〇 一八 二七四五	一一一	三三 六五 一	三〇 (二) 二七 四	三 一 四 二 五	三二一	一九 (一) 六一	七一一 一五	

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

宮城県土木部港湾課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号）

宮城県仙台塩釜港湾事務所（仙台市宮城野区港三丁目一番三号）

宮城県石巻港湾事務所（石巻市中島町十七番二号）

○宮城県告示第六百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・百十五号 新浜町杉の下線

三 事業施行期間

平成二十五年七月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県塩竈市藤倉一丁目、梅の宮及び小松崎地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第二項の規定により審査した結果、鳴瀬川土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年七月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年七月二十六日から平成二十五年八月二十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、加美町役場

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

白石市福岡長袋字高畑一番及び一番地先の水並びに同字柴屋敷四番八、二十四番三、二十五番一、二十五番二、三十番二、三十四番一、三十四番四、三十五番、三十六番、三十七番、三十五番地先の水、三十五番地先の道及び四番八地先の道並びに同字坂下二九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

山形県山形市あこや町三丁目八番九号
株式会社ヤマザワ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市美田園六丁目六番一及び六番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都中央区京橋一丁目十九番十一号

株式会社NIPPPO

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市美田園六丁目九番一及び九番二

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都中央区京橋一丁目十九番十一号
株式会社NIPPPO

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字上沢目五十七番二及び五十七番

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市牛網字駅前一丁目三番十五
ビュー鳴瀬二百三
八卷 泰子
八卷 武夫

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 二十五保四四〇一A〇五号
- 2 工事名 拓桃医療療育センター・拓桃支援学校新築工事
- 3 施工場所 仙台市青葉区落合四丁目三十七ほか
- 4 工期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十七年三月二十五日まで
- 5 工事概要 病院棟新築工事 一式

RC造四階 延べ面積 八、八八五平方メートル
学校棟新築工事 一式

RC造地上四階地下一階 延べ面積七、八五三平方メートル

付属棟新築工事 一式

外構工事 一式

※新病院棟新築に伴う既存棟の一部の改修工事を含む。

※建築設備工事を除く。

6 予定価格 三、二九四、五二六、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判斷基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) この入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となつていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千三百点以上であること。

(2) 平成十五年度以降において、RC造の五、〇〇〇平方メートル以上の病院の新築工事、かつ、RC造の一、〇〇〇平方メートル以上の免震構造の新築工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員としての経験は、代表者であつた場合に限る。）を有すること。

(3) 建設業法第十五條の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(4) 建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格の承認の際に建築一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が九百点以上であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 建築一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者又はこれに準ずる者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二一二一一一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同一

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十五年七月二十六日（金）から平成二十五年八月五日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工書の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十五年七月二十六日(金)から平成二十五年九月十日(火)まで(休日等及び平成二十五年八月十三日から平成二十五年八月十六日までを除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十五年九月十一日(水)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。

なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月十三日(金) 午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十五年七月二十六日(金)から平成二十五年八月五日(月)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知す

る。

(一) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(二) 説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいづれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでは仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が

二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格を得ていない者も四により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十一年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型・実施要領)、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県庁舎地下一階)において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Construction of Miyagi Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center and Takuto Special Needs School
- 2 Deadline for Application Forms for Bid Qualification : August 5, 2013, 5 : 00 p.m.
- 3 Deadline for Bids : September 11, 2013, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3336

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、公報登載の依頼があった。

平成二十五年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人宮城県立病院機構個人情報保護の保護に関する規程に基づき地方独立行政法人宮城県立病院機構が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報保護を次のように定めた。

平成二十五年七月二十六日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 菅 村 和 夫

地方独立行政法人宮城県立病院機構個人情報保護の保護に関する規程に基づき地方独立行政法人宮城県立病院機構が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報保護

口頭により開示請求を行うことができる個人情報 報の項目	開示する内容	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称 地方独立行政法人宮城県立病院機構職員採用試験	総合順位及び総合得点	合格発表の日から起算して一月間	宮城県立病院機構本部事務局